

名古屋家庭裁判所委員会（第32回）議事概要

1 日時

令和元年7月8日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

岩田委員，小笠原委員，勝委員，鹿野委員長，川上委員，河野委員，小島委員，高橋委員，築委員，堀内委員，森委員，山中委員，和久田委員

（事務担当者）

上杉家事第2部部総括裁判官，大貫首席家庭裁判所調査官，井藤家事首席書記官，可知少年首席書記官，笠松家事次席書記官，藤原事務局長，三谷事務局次長，鈴木総務課長，後藤総務課課長補佐

4 議事

開会

前回（第31回）での意見についての報告

「成年後見制度の最近の運用状況と課題」についての概要説明

意見交換

テーマ「成年後見制度の最近の運用状況と課題」（別紙のとおり）

次回開催日及び意見交換テーマ

ア 次回開催日 令和2年2月6日（木）午後1時30分

イ 意見交換テーマ 「裁判所における働き方改革について」

閉会

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(◆：委員　○：委員長　△：事務担当者)

- 裁判所からの説明に対する意見や感想を伺いたい。
- ◆ 成年後見人の業務のうち、身上監護とはどのような業務を言うのか。
- △ 実際に身の回りの世話をするといったような事実行為ではなく、身の周りのことに関する法律行為を指す。例えば、成年被後見人が介護施設へ入所したり、在宅での介護サービスを受けたりする際の契約締結などがある。
- ◆ 成年後見人を選任すると、どれだけ費用が掛かるのかが心配になる。また、後見に至らない判断能力の場合、自分がしたいことができなくなるのではないかと懸念し、申立てをちゅうちょするのではないか。
- ◆ 費用がどれくらい掛かるのか分からないが、どのように決めているのか。
- ◆ 掛かる費用は明確な方がよい。
- △ 成年後見人の報酬は、裁判官が事案ごとに本人の有している財産額のほか事務の内容及び困難度等を総合して判断している。今後、より実際の活動に応じた報酬となるように修正することを検討している。
- 成年後見制度を利用すべき方が利用していないという実態はあると思われるか。
- ◆ 不動産業を営む中で、私自身は認知症で保佐や補助を利用している方には出会ったことはない。
- ◆ 経験からすると、保佐や補助の申立てに当たっては、二つのハードルがある。第一段階は、本人に自分ができない状態であることを自覚してもらうこと、第二段階は、本人がそれを認めた後に申立てをすることである。この2つのハードルを乗り越えるのは難しい。
判断能力の低下により本人がミスをしたと思っても、本人はそれを隠すこと

が多く、そのミスが積み重なり、家族等に明らかになった段階で初めて申立てを行うことになるのではないか。

また、事情があつて子を介護してきた親が高齢化し、介護ができなくなり、制度を利用する例も生じてきている。

- ◆ 私の母は高齢であるが、現時点で成年後見制度を利用しようと思つたことがない。一般人の感覚としても、そういう方が多いのではないか。
- ◆ 親族間の争いがあるときや、本人が金銭を消費しやすい状況に置かれており、親族が心配しているといった事情があるときに、親族が申立てを行つているケースが多いと感じる。

毎週のように週刊誌に相続特集が組まれており、様々な対策が書かれているのを見ると、通常は成年後見制度によらなくても何とかなるのではないかと、国民は感じているのではないか。よつて、何らかの事情があつて初めて、成年後見等の申立てをするのが実態と考えている。

- ◆ 不動産を営んでいるが、成年後見に触れる機会が多い。その経験からすると、親族が困っていない状態であれば成年後見制度を利用しようとは思わない。他方、親族のお金が底を突き、介護費用等を捻出するため不動産を売るという段階になって初めて、成年後見制度を利用しようということになる。
- ◆ 成年後見制度を利用すると、成年後見人などの他人に家族の問題を関わらせることになる。このような場合、どうしても羞恥心が生じるが、この羞恥心の克服がハードルの一つであると思われる。

○ 愛知県内でも、中核機関の設置など基本計画が進んでいないところがあるが、家庭裁判所として、どのように働きかけるべきか。

- ◆ 中核機関が積極的に活動している地域はあるか。

△ 愛知県内では、進んでいる地域が複数ある。弁護士、司法書士、社会福祉士、大学教授といった専門家が関与している尾張東部成年後見センターに共同委託している瀬戸市、尾張旭市、日進市などの尾張東部5市1町、単独で取り組んでいる豊田市のほか、知多地域後見センターのある知多半島全域、尾張北部

権利擁護支援センターのある小牧市など2市2町、名古屋市、春日井市などが挙げられる。他方、大きな自治体でありながら取り組みがまだこれからという地域もある。

- ◆ 中核機関ができたと言われても、何を相談すればよいのか分からないので、こういう状態のときは相談をしにきてほしいと言ってもらいたい。中核機関として、どのような宣伝をしているのか。
- △ 窓口にチラシを置いたり、市民後見人のフォーラムを行ったりといった活動をしていると聞いている。
- 中核機関がまだ存在していない自治体もあるが、その原因としては、予算や調整の問題があると言われている。どのような状況になれば、自治体は前向きに取り組むのか。
- ◆ 利用を促進させるためには、成年後見という制度だけで考えるのではなく、もっと大きな枠で考えるべきだと思われる。中核機関に相談すると、全て成年後見の話になってしまうというのでは、余り利用しないと思われる。財産をこのようにしておけば将来安心だというような話や、一人暮らしの方が、老後、どのようなサービスがあり、どれぐらいの時期から利用できるのかということが分かるような機関であれば利用したくなるのではないか。名称や制度をもう少し変更してもよいと思われる。
- 裁判所として、何かできることはあるか。
- ◆ 市町村の担当者に対し、具体例を示しながら、将来的にこのような仕事が増えると予想されるため、今から準備しておけば、後々楽になるといったメリットを伝えるとよい。
- 今回、委員の皆様から出された御意見は、今後の参考にさせていただく。